

## 土地改良施設保全計画策定事業実施要領

平成28年3月25日付農整第987号

### 第1 趣旨

県営土地改良事業により造成された土地改良施設は、食料生産基盤としての機能だけでなく、地下水のかん養や洪水防止等の多面的機能を有している。しかし、県内の多くの施設が昭和30年から昭和40年代に造成され、老朽化が進み、低下した機能の回復が急務である。既存施設の有効活用と将来にわたって施設機能を安定的に発揮させるためには、施設の劣化状況を適切に把握した上で、計画的に予防保全対策を実施することで施設の長寿命化を図ることが重要である。本事業においては、土地改良施設の劣化状況等を調べる機能診断（以下「機能診断」という。）の実施と機能診断の結果に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法や施設の監視方法を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）を策定する。

### 第2 事業の内容

県営土地改良事業により造成された施設（以下「県営造成施設」という。）に関する当該施設の機能診断や諸調査及び機能保全計画の策定

### 第3 対象となる施設

対象施設は県営造成施設等とし、次に掲げるいずれかに該当する施設とする。

- 1 突発事故が発生した等の緊急的に機能診断を実施する必要がある施設
- 2 別に定める機能保全に関する実施方針（以下「実施方針」という。）に該当しない施設延長が総延長に占める割合が大きい施設
- 3 末端受益面積が100ha未満かつ施設又は受益地が広域にわたる施設

### 第4 事業の実施主体

本事業の実施主体は県とする。

### 第5 事業の実施

事業の実施手続きは以下のとおりとする。

- (1) 市町村長は本事業の着手を希望する場合は、事業着手申請書（様式第1号）に事業計画概要書（様式第2号）を添付して、農林事務所長を経由して知事に提出する。
- (2) 土地改良区理事長は本事業の着手を希望する場合、所管の市町村長に前号の書類を提出する。提出を受けた市町村は、その内容が適当であることを確認したうえで、

農林事務所長を経由して知事に提出する。

- (3) 知事は、提出のあった事業計画書等を審査し、事業を実施することが適当であると認めるときは当該事業を採択し、事業採択通知書（様式第3号）により農林事務所長を経由して市町村長又は土地改良区理事長に通知するものとする。

#### 第6 事業に要する経費

本事業に要する費用は、全額県費負担とする。

(様式第1号)

平成〇〇年度 土地改良施設保全計画策定事業 着手申請書

〇〇〇第〇〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

岐阜県知事 〇〇 〇〇 様

〇〇〇〇長 〇〇 〇〇

〇〇地区について、平成〇〇年度から土地改良施設保全計画策定事業として事業着手されたく、事業計画概要書を添付して申請します。

(様式第2号)

土地改良施設保全計画策定事業 計画概要書

1. 事業実施期間 ○○年度～○○年度

2. 対象施設

(1) 選定の基準、根拠

※1 実施要領 第3 対象となる施設に該当する旨を記載すること

(2) 対象施設一覧※2

地区名※3	施設名	造成年度	種類※4	規模※5	水路延長※6	管理主体	備考

※2：必要に応じて項目数を増減させること。

※3：地区名を記載すること。

※4：種類とは、ダム、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設

※5：規模とは、ダムは貯水量（千m<sup>3</sup>）、頭首工は取水量（m<sup>3</sup>/s）、用水機場及び排水機場は揚水量（m<sup>3</sup>/s）、樋門及び水路は通水量（m<sup>3</sup>/s）

※6：水路延長とは、水路の場合は延長（km）、水路以外は空欄

(3) 施設数計

種類	ダム	頭首工	用水機場	排水機場	樋門	水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所		個所
延長						km		km

※位置図を添付すること。

(様式第3号)

平成〇〇年度 土地改良施設保全計画策定事業 採択通知書

〇〇〇第〇〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇長 〇〇 〇〇 様

岐阜県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった〇〇地区について、審査の結果、適当と認められることから、事業実施地区として採択することとしたので通知します。